

# 岐阜県公報

号外(一) 平成二十六年 四月十六日

## 目次

### 規則

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則 (出納管理課) 一

岐阜県政府調達苦情検討委員会規則の一部を改正する規則 (同) 二

### 告示

岐阜県政府調達苦情処理手続要領に関する告示の一部改正 (出納管理課) 二

## 規則

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年四月十六日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第五十九号

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則(平成七年岐阜県規則第二百二十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「以下「協定」という。」を、「二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束」に改める。

第三条第一項中「もの」を「者」に改め、同条第四項第三号中「更新手続」の下に「並びに当該資格に関する文書を入力するための手段」を加え、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「の資格を審査した」を「に必要な資格を有すると認めた」に改め、「有する」の下に「と認めた」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 知事は、前項の場合において、競争入札に参加する者に必要な資格がないと認められた者に対して通知をするときは、当該資格がないと認められた理由を付して、書面により行わなければならない。

第四条中「二十四日前」を「二十四日前。ただし、最初の契約に係る公告において、

当該最初の契約以外の契約に係る公告を少なくとも二十四日前に行う旨を記載した場合に限る。」に改める。

第五条第一項中「第七条」を「第七条第一項」に改め、同条第四項中「二十四日前」を「二十四日前。ただし、最初の契約に係る公告において、当該最初の契約以外の契約に係る公告を少なくとも二十四日前に行う旨を記載した場合に限る。」に改める。

第七条中「第七条」を「第七条第一項」に改める。

第九条第一号中「第七条」を「第七条第一項」に、「第六条第五号」を「第六条第六号」に改め、同条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 電子情報処理組織を使用して契約の手続を行う場合においては、当該電子情報処理組織の使用に関する事項

第十一条第二項第七号中「第七条」を「第七条第一項」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県政府調達苦情検討委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年四月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第六十号

岐阜県政府調達苦情検討委員会規則の一部を改正する規則

岐阜県政府調達苦情検討委員会規則（平成二十五年岐阜県規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）を「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第一条に規定する千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書その他の国際約束」に、「協定」を「国際約束」に改める。

第十条を第十一条とし、第九条を第十条とし、第八条を第九条とし、第七条の次に次の一条を加える。

（議事録）

第八条 委員会の議事については、議事録を作成する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第三百六十二号

岐阜県政府調達苦情処理手続要領に関する告示（平成八年岐阜県告示第三百八十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年四月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

第一中「政府調達に関する協定」を「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第一条に規定する千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定」に改め、「（以下）の下に、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書（以下「改正協定」という。）その他の国際約束（以下「協定等」という。）を加える。

第二第一項中「協定」を「協定等」に、「役務」を「特定役務」に改め、第二中第七項を第八項とし、第三項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

三 委員会は、苦情申立書に不備があると認めるときは、当該苦情の申立てをした者（以下「苦情申立人」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めなければならぬ。

第三第一項中「及び」を「、及び」に、「第二第七項に規定する」を「第二第八項の」に改め、同第二項中「第二十三条」の下に「又は改正協定第三条」を加え、「協定の」を「協定等の」に改める。

第四第一項中「七作業日」を「十作業日」に改め、同第二項中「苦情の申立てをした者（以下「苦情申立人」という。）を「苦情申立人」に改める。

第五第三号中「協定」を「協定等」に改める。

第六中「調達手続の停止」を「契約の締結又は履行の停止」に改め、同第一項及び第二項を次のように改める。

一 委員会は、契約締結に至る前の段階での苦情申立てについては、関係調達機関に対し、苦情処理に係る期間内に契約を締結すべきでない旨の要請を、当該申立て後十二作業日以内に速やかに書面により行うものとする。

二 委員会は、契約締結後十日以内に行われた苦情申立てについては、関係調達機関に対し、苦情処理に係る期間内は契約の履行を停止すべきである旨の要請を、速やかに書面により行うものとする。

第六第四項及び第五項を削り、同第三項中「前一項」を「第一項又は第二項」に改め、同項ただし書中「ただし」を「この場合において」に、「場合は、この限りでない」を「ため、関係調達機関として委員会の要請に従うことができないと認めるときは、直ちに、その旨を理由とともに委員会に書面により通知するものとする」に改め、同項を同第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

三 委員会は、緊急かつやむを得ない状況にあるため、契約を締結すべきでない旨又は契約の履行を停止すべき旨の要請を関係調達機関に対し行わないことを決定したときは、その旨を理由とともに直ちに苦情申立人及び関係調達機関に書面により通知するものとする。

第六に次の一項を加える。

五 委員会は、前項後段の規定による通知があったときは、直ちに同項後段の書面を苦情申立人に送付するとともに、当該理由が認めるに足りるものかどうかを判断し、その結果を直ちに苦情申立人及び関係調達機関に書面により通知しなければならない。

第八第二項中「供給者の営業上の秘密に関する情報」を「調達に利害関係を有する者の営業上の秘密、製造過程、知的財産その他当該者が提出した営業上の秘密情報」に改める。

第九第五項中「又は」を「若しくは」に、「公開するよう」を「公開で行うこと又は証人の出席を」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、委員会は、原則として、その求めに応ずるものとし、意見若

しくは報告の陳述又は証人の出席に当たっては、苦情申立人等、関係調達機関その他の調達に利害関係を有する者の営業上の秘密、製造過程、知的財産その他当該者に関する営業上の秘密情報の保護に配慮しなければならない。

第九第六項に次のただし書を加える。

ただし、委員会が傍聴することが適当でないと判断する場合は、この限りでない。

第十第一項中「協定」を「協定等」に改め、同第二項中「あたつて」を「当たつて」に、「事項等」を「事項その他の当該調達に関する状況」に改め、同第三号中「協定」を「協定等」に改め、第十中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

四 委員会は、委員が少数意見の公表を求めたときは、当該少数意見を検討結果報告書に付記することができる。

第十二第二項中「決定し、」の下に「その結果及び理由を」を加える。

第十四を第十五とし、第十三の次に次のように加える。

第十四 調達に係る文書の保存

調達機関は、苦情の処理手続に資するため、協定等の対象となる調達を行った場合には、当該調達に係る契約の日から三年間（公共事業並びに電気通信機器及び医療技術製品並びにこれらに係るサービスにあつては、五年間）、当該調達に係る文書（電子的手段による当該調達の実施に関する履歴を適切に確認するためのデータを含む。）を保存しなければならない。

附 則

この要領は、平成二十六年四月十六日から施行する。

平成二十六年四月十六日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社